

平成 28 年 10 月 31 日

各 位

会 社 名 サイオステクノロジー株式会社  
代表者名 代表取締役社長 喜多 伸夫  
(コード番号3744 東証第二部)  
問合せ先 常務執行役員 小林 徳太郎  
電 話 0 3 - 6 4 0 1 - 5 1 1 1

## 再発防止策の進捗状況に関するお知らせ

平成 28 年 7 月 8 日付「当社連結子会社の不適切な会計処理等に関する再発防止策等に関するお知らせ」において公表いたしました再発防止策について、進捗状況を下記のとおりお知らせいたします。

当社は、今後も引き続き、再発防止策を実行することにより当社及びグループ子会社のコンプライアンスの遵守を確実なものとし、信頼の回復に努めてまいりますので、何卒ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 企業買収等の際の深度ある調査の実施

当社は、企業買収等におけるスクリーニングから調査、契約締結・クロージング、クロージング後までの業務プロセスの標準化を目的とした M&A マニュアルを策定し、本年 10 月から運用開始いたしました。また、当該マニュアルには、以下のアからウの内容を記載しております。

- ア 対象会社の規模・業務内容により個別に評価項目は検討するものの、①当該企業買収等の対象となる会社が実施している事業の適法性及び適正性、②当該企業買収等の対象となる会社の内部統制の整備状況、③経営者の資質を、必ず評価項目とする。
- イ 企業買収等を実施した後、速やかに、当社の内部監査部門が当該マニュアルに準拠した買収監査が行われたかを検証するとともに、当社の内部監査部門は、買収後 1 年以内を目途に、子会社としての監査を行い、当社のグループ子会社として備えるべき内部統制システムが備わっているかを検証する。
- ウ 買収前において、対象会社の事業の有するリスクを評価し、将来の一定期間の事業展開の可能性を踏まえた資金計画を検討し、買収後、これを逸脱して更なる出資・貸付け等が生じる場合には、上記アの検討を更に慎重に行う。

## 2. 当社及びグループ子会社の管理体制の強化

当社は、以下のアからウを、当社の管理部門が中心となって実施しております。

- ア グループ子会社の業務執行に対して実効性ある監督を可能とするため、グループ子会社の管理を主として担当する部門として、本年8月から、新たに経営管理部を設置し、かかる業務に通曉した社員を採用または育成し、グループ子会社の取締役及び監査役の職務遂行をサポートする体制を整えました。
- イ 当社の関係会社管理規程を見直し、当社管理部門のグループ子会社への関与等、役職員の不正行為を検知する体制、その他の牽制に必要な規程を導入し、適切な規程に改定し、グループ内での周知・教育期間を経て、当該規程を本年10月から運用しております。
- ウ グループ子会社に派遣する取締役及び監査役に対して、その職務を遂行するに際して必要となる、外部の有識者・専門家による教育・訓練を本年11月に実施する予定であり、かかる教育・訓練を少なくとも年1回以上実施することによって、各職責についての自覚を高め、グループ子会社の実効性のある管理を実現します。

また、当社は、グループ子会社の全規程について確認を行い、整備を行いました。特に、第三者に対する業務委託及び第三者からの業務受託を管理するために、新たに、サイオスグループ委託先・受託先管理ガイドラインを制定し、業務委託に関しては、業務委託先の選定や業務委託管理に関する証跡が、また、業務受託に関しては、成果物の提供の管理等に係る証跡が、それぞれ社内上に残るようにし、社内の管理上も明示的な管理対象事項とし、不適切な業務委託及び業務受託を牽制する体制を整え、本年10月から運用開始いたしました。

さらに、当社の経営管理部が中心となって、当社及びグループ子会社における、第三者に対する業務委託及び第三者からの業務受託について全体管理する体制を構築いたしました。

## 3. 当社及びグループ子会社におけるコンプライアンス意識の徹底

当社及びグループ子会社の従業員向けに、eラーニングによるコンプライアンス研修を本年12月に実施する予定であり、かかる教育を少なくとも年1回実施することといたしました。

また、当社の管理部門が中心となって、当社及びグループ子会社の全役員及び全執行役員に対して、役員として常に意識すべき責任及び留意点につき、社外の弁護士による教育を本年11月に実施する予定であり、かかる教育を少なくとも年1回以上実施することによって、コンプライアンス徹底の必要性及びその上でこれらの者が果たすべき役割につき十分な教育を施す体制を整えました。

なお、当社及びグループ子会社の従業員等を対象として、平成18年5月から公益通報者保護規程に基づく通報窓口を設置しておりますが、本年10月から、経営陣から独立した社外の弁護士を公益通報窓口として設置し、当社及びグループ子会社の従業員に周知徹底することにより、コンプライアンス教育と併せて実施することで、公益通報制度の実効性を高め、グループ子会社における違法または不正行為の防止に役立てるよう取り組んでおります。

以 上